

## 平成30年第4回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成30年12月13日(木) 午前9時57分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第135号 し尿処理に関する事務の委託の廃止について  
 議第136号 し尿処理に関する事務の委託について  
 議第137号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
 議第138号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
 議第143号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
 議第144号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
 議第145号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 4 出席委員(8名)
- |          |           |
|----------|-----------|
| 1番 尾形修平君 | 2番 大滝国吉君  |
| 3番 平山耕君  | 4番 稲葉久美子君 |
| 5番 木村貞雄君 | 6番 長谷川孝君  |
| 8番 河村幸雄君 | 9番 渡辺昌君   |
- 5 欠席委員  
なし
- 6 委員外議員  
鈴木好彦君 鈴木いせ子君 竹内喜代嗣君  
大滝久志君 山田勉君
- 7 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 9 説明のため出席した者
- |              |              |
|--------------|--------------|
| 市 長          | 高橋邦芳君        |
| 税務課長         | 建部昌文君        |
| 同課収納対策室長     | 大滝豊君(課長補佐)   |
| 市民課長         | 尾方貞一君        |
| 環境課長         | 中村豊昭君        |
| 同課生活環境室長     | 長谷部俊一君(課長補佐) |
| 同課生活環境室係長    | 渡・智雄君        |
| 同課新エネルギー推進室長 | 田中章穂君(課長補佐)  |
| 保健医療課長       | 信田和子君        |
| 同課国保室長       | 高橋晃君(課長補佐)   |
| 同課国保室副参事     | 佐藤克也君        |
| 同課健康支援室長     | 中村和子君(課長補佐)  |
| 介護高齢課長       | 小田正浩君        |
| 同課高齢者支援室長    | 土田孝君(課長補佐)   |
| 同課高齢者支援室係長   | 渋谷直人君        |
| 同課介護保険室長     | 大滝慈光君(課長補佐)  |
| 同課介護保険室係長    | 近藤知子君        |

同課地域包括支援センター長	田 中 加代子 君 (係長)
福 祉 課 長	山 田 和 浩 君
同 課 福 祉 政 策 室 長	木 村 静 子 君 (課長補佐)
同 課 子 育 て 支 援 室 長	平 山 祐 子 君 (課長補佐)
同 課 子 育 て 支 援 室 係 長	小 林 毅 君

10 議会事務局職員

局 長	小 林 政 一
書 記	百 武 美 奈

(午前9時57分)

委員長 (渡辺 昌君) 開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、審査日程のとおり付託議案の審査を行うことに異議なく、そのように決定し、本日は市民厚生常任委員会所管分の案件を議題とする。

**日程第1** 議第135号 し尿処理に関する事務の委託の廃止についてを議題とし、担当課長 (環境課長 中村豊昭君) から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

環境 課長 おはようございます。それでは、議第135号についてご説明申し上げます。議第135号は、し尿処理に関する事務の委託の廃止についてである。現在本市の荒川地域及び関川村が収集及び運搬を除くし尿処理に関する事務について胎内市に事務委託をしている。本案については、この事務委託を平成31年3月31日をもって廃止することについて、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものである。これまでの経緯であるが、現在胎内市が運営しているし尿処理場、胎内市清掃センターについては、平成14年3月に当時の中条町、黒川村、加治川村、荒川町、関川村で構成していた一部事務組合が設置した施設である。その後、平成24年度末をもって組合が解散し、平成25年の4月から現施設を胎内市が引き継いで構成市村、新発田市、村上市、胎内市、関川村になるが、し尿処理に関する事務を胎内市に事務委託してきたものである。組合の解散時の協議で新発田市は新たなし尿処理場を整備するため、平成28年度末をもって事務委託を解消すること。それから、現在の施設については、地方債の償還が終了する平成28年度末の後、平成31年3月31日までに廃止すること。それから、村上市と関川村は、施設の廃止まで事務委託を継続すること。胎内市は、かわりの施設の建設に取り組むことということが関係市村において合意されていた。事務委託の廃止後、平成31年度以降の荒川地域のし尿処理については、現在の村上市し尿処理場で処理することになる。また、事務委託廃止後の現在の施設胎内市清掃センターについては、平成31年度中に解体工事が予定されているが、解体に係る経費については、現在積み立てている胎内市の基金を充てて、もしこれに不足が生じる場合は、新発田市を含めた構成市村で建設時の負担割合で負担するというふうなことになっている。なお、胎内市及び関川村においても、本市と同様に12月の議会において事務委託廃止の議案が提出されている。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第135号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第2** 議第136号 し尿処理に関する事務の委託についてを議題とし、担当課長（環境課長 中村豊昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

環境 課長 それでは、議第136号 し尿処理に関する事務の委託についてである。先ほど議第135号でご説明申し上げたように、本市の荒川地域及び関川村が胎内市に事務委託しているし尿処理に関する事務が平成31年3月31日をもって廃止となることから、自前のし尿処理施設を保有していない関川村のほうから、村上市し尿処理場での受け入れについて要請を受けていたものである。このたびその関川村との協議が調ったので、平成31年4月1日から本市が関川村の収集及び運搬を除くし尿処理に関する事務を受託することについて、地方自治法の規定に基づいて議会の議決をお願いするものである。また、受け入れに際して関川村からの経費の負担については、維持補修等の経費を対象としては平均割6%、投入量割94%の割合により、また建設費に対する減価償却相当費負担として平均割20%、投入量割80%の割合で積算した額を毎年度関川村のほうから負担していただくということで合意している。投入実績によって負担額に変動はあるものだが、おおむね2,000万円くらいになるものと考えている。なお、関川村においても、本市と同様に12月の議会において事務委託の議案が提出されている。以上である。

(質疑)

木村 貞雄 今もう一遍負担割合ちょっとお聞かせください。  
環境 課長 維持補修等の経費については平均割が6%、投入量の割合が94%、それから建設費相当分としては平均割が20%、投入量割が80%である。

木村 貞雄 昔は広域事務組合でやってきたわけだけれども、これはこの負担割合というのはいつの時期で変更したのだったか。  
環境 課長 平均割6%については、現在広域処理の負担等の協議に基づく割合というものがあって、そちらの割合を適用させていただいている。日付については、平成27年12月18日の日付でこのような割合が定められている。そういったことを参考にして今回の割合を計算させてもらった。

木村 貞雄 今建設関係の市債償還費は幾らになっているか。  
環境 課長 起債の償還は全て終了している。

木村 貞雄 終わる。  
尾形 修平 今委託料に関してはお聞きしたので、わかったのだけれども、今の処理場ができてまだ年数的にそうたっていないと思うのだけれども、これから下水道が普及して、その能力的な部分も含めて今の利用実態というか、能力に対しての利用実態というのをもしわかれば教えてくれ。

環境 課長 現在の利用状況であるが、し尿と、それから浄化槽汚泥というふうなものに分かれ

るのだが、今し尿は43.6%の利用割合、それから浄化槽のほうについては43.3%、それから集排汚泥もあるのだが、それが24.9%、これら全体を合計すると61.5%、これが平成29年度の状況である。こちらに荒川地域と、それから関川村の地域が合わさると、今の推定であるが、し尿で58.4%、浄化槽汚泥で54.3%、集排汚泥で24.9%、全体では73.6%の利用割合になるのではないかということで、施設の有効利用というふうな意味合いからも、これまでよりは効率的に運営できるのではないかと考えている。

尾形 修平 今課長答弁したからあれなのだけれども、今までだと言ってみて施設の能力の半分しか実際使っていなかったということなのだ、逆に言う。だから、それで今まで胎内市さんをお願いしていたものが荒川地区に関しては村上で受けるということは非常にいいことだと思うし、関川村も含めて能力というか利用実績が上がるというのはいいと思うのだけれども、これ環境課長に質問するべき話かどうかはわからないけれども、下水道普及率が接続率が上がっていけば上がっていくほどまたこれが下がるわけだよね、実際問題。その辺下がるということは、結局能力的に下がるわけだから、その辺のバランスというのはどういうふうに考えているか。

環境 課長 下水道が普及すると、し尿の処理自体は当然利用率が下がっていくというふうなのは、相関関係としてはある。下水のほうの普及も図らなければならないのは当然である。下水道の普及についても、今まで建設のほうどんどん進めてまいった。普及率も、まだまだそれは100ではないのだけれども、これまでのスピードよりは少しは普及率の上昇もなだらかになるのではないかというふうなことも思われる。今回荒川地域と関川村のものを投入すると、量的には平成25年度当時ぐらいの扱っている量になるのかなというふうに見込んでいる。それから、この話になるけれども、施設の当然運営についても、いつまでもずっと同じ形でできるわけでもない。設備などの更新も今後出てくる。その辺の時期などもあわせて、次回の更新なども考えていかなければならない。その際には、その適正な規模というふうなことも考えていかなければならない。そうはいっても、ゼロにはなかなか当然ならないので、そういったことも踏まえて今後下水道の普及率もあわせた更新なども考えていかなければならないものと考えている。

尾形 修平 最後になるけれども、これ荒川の処理場の汚泥も、下水汚泥か、それも全てこちらに持ってくるということで、市内の下水処理施設の汚泥がみんなここに入るという認識でいいのか。

環境 課長 下水道の汚泥は今も入っていないで、集落排水の汚泥が入ってきている。荒川の地域においても、あれば入ってくるのだが、荒川には集排ないので、その分では特に変更はない。

尾形 修平 荒川のやつはどこに行っているのか。

環境 課長 公共下水道の汚泥については、下水道施設で脱水して、それから廃棄物処理という形で処理されていたかと思う、こちらのほうに搬入されない。村上とかもそうなのだけれども、脱水ケーキという形になって、それを産廃業者に経費を払って持って行ってもらっているというふうな処理をしていたはずである。申しわけない、はずであるの発言で申しわけないのだけれども。

尾形 修平 まあいい。後で聞きに行く。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第136号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第3** 議第137号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長(福祉課長 山田和浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

福祉 課長 おはようございます。それでは、議第137号 公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明させていただく。指定については、公募によらず指定しようとするものである。山北やまゆり学童保育所と山北はまゆり学童保育所が廃止になり、統合したさんぽく森のなかよし学童保育所が平成31年4月1日から開所するので、特定非営利活動法人おたすけさんぽくに、現指定期間に引き続き、平成31年4月から平成36年3月まで5年間の指定管理期間とするものである。なお、選定の経過、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等については、指定管理者の指定に係る資料をお示ししたので、あわせてご参照をお願いいたします。よろしく願います。

(質疑)

長谷川 孝 前は、この南と北に学童保育所があったわけだね。それで、今までの使っているところというの跡地はどうなるのかということと、それから今回のこの場所1つにして、どの場所でやるのかということのを教えてくれ。

福祉 課長 今委員のご質問のとおり、これまで2カ所、南と北ということでやっていた。南の山北やまゆり学童保育所については、建物が古いということがある。今そちらのほうについては、次の学童としてはもう利用する予定はない。山北はまゆり学童保育所については、今まで保育園の一画増築して、そちらのほうで対応していたわけけれども、今度保育園も統合になるので、保育園を全体を使ってということで、統合した森のなかよし学童保育所ということで運営させていただく。

長谷川 孝 南にあったのは、小さい民家みたいなところだったのだけれども、そこというのは村上市のものだったのか、それとも・・・。

福祉 課長 委員に確認なのだが、今言われた建物というのは、古い学校廃校になったところの利用していた建物のことをおっしゃったのか。それとも、保育園に併設されていた建物のほうのお話だったか。

(「勝木のほうじゃなかったか」と呼ぶ者あり)

長谷川 孝 勝木のほうというのがもっと下の南小学校の近くにあったじゃないか、向かいのほうに何かちっちゃいところ。かわいそうだなと思うような建物あったら。そのことを言っているのだ。

(「そこが合併して北に移管になるわけ」と呼ぶ者あり)

長谷川 孝 だから、その建物が・・・

福祉 課長 今ほどおっしゃられた建物は、おおぞら保育園にくっついてというか、それと増築した建物のことかと思う。そちらのほうは、一体として使わせていただくような格好にはなる。

(何事か呼ぶ者あり)

福祉 課長 保育園の建物は学童保育所として、今まで学童保育所として使っていたものについては、子育て支援センターとして使わせていただくという予定である。

長谷川 孝 ということは、あの南の小さかったところを全体的に使って学童保育所にするということでいいわけ。その前のほうは違うのだというのだけれども、支援センターにするのだというのだけれども、私はその南は使わないで北のほうのどこかを使うのだというふうに理解していたのだけれども、そうではなくてその南のほうを使うということなのか。

福祉 課長 南にあった山北おおぞら保育園そのものをもう使うということ。使って学童保育所に変えるということになる。

尾形 修平 後で聞きに行く。

木村 貞雄 指定管理料の、これ5年なのだけれども、1年約2,000万円の積算根拠教えてくれ。

福祉 課長 まず、人件費に関してなのだが、学童保育所の人件費として1,335万円ほど、子育て支援センターの人件費としては428万円ほど、需用費として消耗品費、燃料費、光熱水費とあるわけなのだが、合計して268万円、役務費として電話料などで10万円、委託料は消防設備の点検等の委託料であって、123万円、使用料としてはコピー機等の使用料であるが、10万円、あとそのほか一般管理費として88万円、おおむねこのような積算になっている。

木村 貞雄 終わる。

〔委員外議員〕

竹内喜代嗣 今ほど指定管理の人件費1,335万円ということなのだが、これは人夫数でいうとどのくらいに、何人で行ってこれ単価出ているのか。

福祉 課長 学童保育所の人件費のことになるかと思うけれども、所長兼指導員としてお一人、支援員として平日と土曜日と分かれている部分はあるのだけれども、平日であると常用で3名、5.5時間、そのほかに長期休業、夏休み等なるけれども、これらの日数に対して33日間というような計算ではやっているのだが、常用で3人、臨時で3名の方というところが主なところになるかと思う。

竹内喜代嗣 ありがとうございます。大雪降ったとき除雪で困ったなんて話聞いているのだけれども、除雪対応はどのようになるのかお聞かせ願えるか。

福祉 課長 それに関して特別にというようなことで人を頼んでというようなところは、今ここには入っていない。可能な分について、職員のほうでというふうになろうかと思うが、雪の量に応じて必要になった場合、その状態を見ながら対応させていただくということになろうかと思う。

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第137号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第4** 議第138号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

介護高齢課長 おはようございます。それでは、議第138号 公の施設に係る指定管理者の指定について説明させていただく。本案は、上海府デイサービスセンターについて、平成25年度からこれまでに適正に管理運営されており、引き続き指定管理をすることが適

当と考え、公募によらず限定指定にしようとするものである。指定管理者となる団体は、ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟代表理事、高見優氏を指定しようとするものである。指定管理期間は5年間、指定管理料は5年間で3,887万7,000円である。詳細については、指定管理者の指定に係る資料8、9Pを参照いただきたいと思う。以上だ。よろしく願いいたす。

(質 疑)

- 木村 貞雄 これも、年間の約777万7,000円、根拠教えてくれ。
- 介護保険室長 お答え申し上げます。1年間にならずと約777万7,000円という積算になるけれども、積算の根拠を申し上げます。全体支出に係る経費を算定したところ約3,900万円、そこから収入見込み額が約3,130万円ということで、その差額分について指定管理料として積算をいたした。それが777万円ということになるけれども、その支出の根拠としては、3,900万円のうち人件費として約2,650万円、それ以外に物件費として報償費、旅費、需用費、役務費、各種委託料、それから使用料あるいは負担金等がある。それが1,250万円、自主事業経費として7万5,000円という、その合計が3,900万円、それからその収入見込みを引いて777万円ほどが指定管理料として積算をいたした。以上である。
- 木村 貞雄 終わる。
- 長谷川 孝 これ、今まで2回ぐらい指定管理でやっていると思うのだけれども、その間の年間の指定管理料というのは動いているかどうかちょっと教えてくれる。
- 介護保険室長 では、これまでの過去の経緯をご説明申し上げますと、平成25年から平成27年までの3カ年、これが1期目、そして平成28年度から平成30年度までの3カ年が2回目ということで、過去2期、6年にわたってこのささえあいコミュニティ生活協同組合に指定管理をお願いしていた。非常に良好にやっていただいたわけだけれども、指定管理料については、1回目が平成25年度から平成27年度までが1年にならずと年間663万円である。2回目、平成28年度から平成30年度までが631万9,000円、そして今回777万7,000円ということになる。
- 長谷川 孝 それで、1回目から2回目の比較というのは、下がったというのは私も中身は知っているのだけれども、今回大分上がったという、その理由というのはどう。
- 介護保険室長 主な理由は、人件費の増、それとここの施設は介護度の比較的軽い方の要介護1、2の方が多いのだけれども、できれば地域包括ケアシステムにあるその自立を目指した、施設に入所するというよりは、施設に入っても在宅に戻していこうというようなケアシステムを目指すということで、機能訓練を主にやっている、そういうところに力を入れるサービスでもあり、そこにも少し理学療法士の委託料等の充実、それを図るために経費を増額。あと、どこの指定管理もそうなのだけれども、10月からの消費税の増分を見込んで100万円強上がったということである。
- 長谷川 孝 これは、6年前に市が直営でやっていたわけだよね、この施設は。それで、指定管理に持っていくとき、指定管理の業者がいなくて新潟から連れてきたといういきさつがあるのだけれども、ここでもやっぱり困っているのは、前々から私言っているけれども、介護職の人材不足、つまりもう働く人がいなくて、今のはやりの、ここの施設もそうなのだけれども、直接仕事探しは何とかというコマーシャルあるように、そういうところ頼んでいても、実質的に時給計算で幾らというのの倍ぐらいかかるというのが現状なのだ。そこで、せっかく市長が来てくれているので、こうい

うようなやり方できないかというのをちょっと提案させてもらいたいのは、指定管理を含めて市の臨時とかの職員とかの募集とかする場合に、人材登録みたいなのをその指定管理と村上市と一緒にやれるような形。それも、条件も全く同じで、ここの施設長に聞いたら、もう村上市と条件同じでいいからということなのだけれども、そういうような形というのはできないものかどうかということなのだが、どんなものか。

市長 手法的なものについては、またハローワークともちょっと協議させていただきたいと思うけれども、介護職の確保については日々苦慮しているところなので、その辺のところは今委員からご提案いただいた部分については、可能性として探ってみたいというふうに思っている。我々も、市の職員ということで臨時職員の登録はさせていただいているし、その中で資格を有する方々については、逆にその職種をご紹介をするというふうなところの取り組みもしている。それは何でかということ、この市が持っている雇用人材というもの、これ財産だというふうに思っているの、その方々の雇用に応えるということも含めて、マッチングさえできればそういう形で、市に登録したから全部市だということではなくて、いろんなところをご紹介もさせていただいているので、そこが効果的な機能を果たすという可能性があるのであれば、積極的に取り組みはさせていただきたいというふうに思っている。

尾形 修平 このゆきわり荘の過去3年の利用率ちょっと教えてくれ。

介護保険室長 済みません、今手元に細かい資料がないのだけれども、約7割である。

尾形 修平 いやいや、いいのだ、多分70%ぐらいだと思うので。市のこのデイサービス施設、ここ以外はほぼ村上市社会福祉協議会さんで委託されていると思うのだけれども、指定管理に出していると思うのだけれども、実際今言われたように利用率が70%ぐらいなのだ、どの施設で見ても。民間の事業者さんもいる中で、そのデイサービスに関しては、お客さんの取り合いというのが実際あるわけだ。その利用率が70%が低いか高いかという議論ではなくて、将来的に市がやっている施設を民間事業者がこれだけ出ている中で、いつまでも同じ施設を運営していいのかという疑問が私の中にあるし、それで施設も大分老朽化している部分もあるので、きょうは市長お越しなので、その辺デイサービスの運営に関して将来的にどういうふうな思いを持っているのか聞かせていただければなというふうに思う。

市長 私も、介護福祉関連施設を民間事業者として経営されている皆様方と懇談をさせていただくたびに、公設公営の部分、指定管理であっても公設であるので、その部分と民間事業者が参入するときにそれがやっぱりハードルになっているよという話はよくお聞きをする。ましてや、その中で同じような形で人材を確保しなければならないので、いろんな課題はあるかなというふうに思っている。その中で、介護保険事業計画の中で必要数としての施設料、このサービスを提供するボリュームもあるわけであるので、そことうまく民間事業者とマッチングができればいいなということは常々考えている。それと、今この市域全域に設置をしているそのデイサービスセンターを中心としたそういう関連施設のあり方も、これから人口が減少する中でどこのニーズが、どこのボリュームがどこにあるのかということも、これ非常に重要なポイントだというふうに思っているの、できればその辺をトータルで検証を加えながら今後のあり方、例えばこれから5年後、10年後、2025年度まではふえるわけであるので、そこまでのニーズをどう確保するのかという部分と、その後は逆に言うと今委員ご指摘の稼働率が下がるわけであるので、下がったときにどう



維持をしていくのか。端的な方法としては、統廃合も含めて視野に入れていかなければならないのだろう。そのときに、民間事業者とどういうふうな形でそれをマッチングしながらコーディネートできるのか、これは早急に関係機関、さらには関係事業者の皆さんともその将来を見据えた協議を進めなければならないというふうに思っている。

尾形 修平 方向性としては、私も同じ考えなのだけれども、実際問題先般も閉会中の事務調査で瀬波のすみれ荘さんとか各施設回らせてもらったときに、もう老朽化が激しくてその施設の維持に非常にコストがかかると。では、建てかえなのか改修なのかという部分も、もう喫緊の課題として出てきているというふうに私たちは認識しているので、その辺今市長おっしゃられたように、早急に市としての方向性というかを検討していただければというふうにお問い合わせして質問終わる。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第138号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第5** 議第143号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

保健医療課長 それでは、議第143号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてよろしく願いいたす。歳入歳出予算の総額にそれぞれ350万円を追加し、予算の規模を60億9,900万円とするものである。

それでは、7P、8Pをごらん願う。歳入においては、7款繰入金、1項1目一般会計繰入金57万8,000円を追加いたした。職員人件費の調整、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の額の確定によるものである。8款繰越金、1項2目その他繰越金には、前年度繰越金8万8,000円を計上いたした。9款諸収入、2項3目療養給付費等負担金283万4,000円は、平成29年度の実績による追加交付である。

続いて、歳出であるが、9、10Pをごらんください。1款総務費、1項1目一般管理費1,075万2,000円の減額は、職員の人件費の調整によるものである。2款保険給付費、2項1目一般被保険者高額療養費1,426万4,000円については、決算見込み額からの不足分を計上いたした。8款1項1目予備費1万2,000円の減額は、歳入歳出の調整によるものである。説明は以上である。よろしく願いいたす。

（質疑）

木村 貞雄 今ほどの説明の歳出のほうだけれども、高額療養費、気になるところなのだけれども、昨年度の決算見ると一般被保険者の高額療養費が若干1,000万円ちょっと上がっているのだけれども、これは見込みで、恐らくそのような状況になると思うのだけれども、そのかわり退職被保険者のほうはどんなふうになっているか。

保健医療課長 退職被保険者のほうについては、現在のところ予算の範囲内でおさまるものと考えていて、補正には上げていない。

木村 貞雄 そうすると、大体1,000万円ちょっとぐらいの見込みでいくということだね。その前の年とはどんなふうなあれか、流れが。

保健医療課長 給付費に関しては、その年度の給付費を見ながらの予算の執行をさせていただいているので、ことしの状況を見ながら補正、予算との絡みの中で見込み額を立てさせていただいているので、昨年度との比較というよりは、今年度の執行状況なり、4月からの様子を見ながら後半の金額を予定して補正なり現予算で大丈夫かというところを考えさせてもらっている。

木村 貞雄 終わる。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第143号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第6** 議第144号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(保健医療課長 信田和子君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

保健医療課長 それでは、議第144号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてよろしく願いいたす。歳入歳出の総額からそれぞれ480万円を減額し、予算の規模を6億8,600万円とするものである。

補正の内容については、歳入においては7、8Pをごらん願う。3款繰入金で職員人件費及び事務費繰入金の調整により、一般会計繰入金480万円を減額いたした。次に、歳出においては、次の9から10Pをお願いいたす。職員人件費の調整で、1款総務費のほうで477万5,000円を減額し、6款予備費では歳入歳出の調整により2万5,000円を減額したものである。以上、よろしく願いいたす。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第144号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第7** 議第145号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とし、担当課長(介護高齢課長 小田正浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

介護高齢課長 それでは、議第145号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたす。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ390万円を減額し、予算の規模を81億8,250万円にしようとするものである。歳入について8、9Pをごらんいただきたいと思う。1款保険料、1項1目第1号被保険者保

険料であるが、説明欄の1の特別徴収保険料、現年度分150万9,000円だが、職員人件費の調整及び地域支援事業の任意事業である配食サービス事業委託料増加による増加である。2款分担金及び負担金、1項1目負担金であるが、説明欄の1の配食サービス事業負担金40万5,000円であるが、地域支援事業の任意事業である配食サービス事業件数の増加に伴い、利用者負担を追加するものである。1食当たり300円となっている。4款の国庫支出金、2項3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の252万3,000円と6款県支出金、2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合支援事業以外）126万3,000円及び8款繰入金、1項3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）126万3,000円であるが、職員人件費の調整及び地域支援事業の任意事業である配食サービス事業委託料増加に伴う追加である。8款1項4目事務費等繰入金1,086万3,000円の減額であるが、職員人件費の調整といたして1,081万6,000円を減額し、予備費で4万7,000円を減額するものである。

次に、歳出である。10、11Pをごらんいただきたいと思う。1款総務費、1項1目一般管理費であるが、説明欄の1の一般管理職員人件費1,081万6,000円の減額は、職員人件費の調整による減額である。3款地域支援事業費、3項1目総合相談事業費3万1,000円、3款3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費792万円の追加及び3款3項5目生活支援体制整備事業費240万6,000円の減額であるが、いずれも職員人件費の調整によるものである。3款3項8目の任意事業費、説明の1、配食サービス事業委託料141万8,000円だが、これまでの実績と今後の利用見込みから不足額を追加するものである。次に、12、13Pをごらんください。7款の予備費、1項1目予備費4万7,000円の減額は、予算調整のためである。以上である。

（質 疑）

尾形 修平 歳出のほうのこの配食サービスの延べ数というか、実数はわかる。

高齢者支援室係長 それでは、配食サービスの人数ということだけでも、9月末現在のその今の実数ということによろしいか。

尾形 修平 はい。

高齢者支援室係長 そうすると、9月末時点の実績になるけれども、利用者としては全体で194名の方が利用されているという状況である。

尾形 修平 ちょっと事業者について教えてもらえるか、委託している事業者。

高齢者支援室係長 それでは、村上地区5地区でそれぞれ事業者で配食をさせていただいているけれども、村上地区と荒川地区については、かんきち堂さんのほうで配食のほうをしていただいている。

尾形 修平 かんきち堂ね。

高齢者支援室係長 はい。それで、あとは神林については、社会福祉協議会さんのほうで配食のほうをしている。朝日地区についても、社会福祉協議会さんのほうで配食をしていただいている。山北地区については、NPO法人であるおたすけさんぽくさんのほうで配食のほうしていただいているというところだ。

尾形 修平 いい。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

(説明)

介護高齢課長 それでは、4Pをごらんいただきたいと思う。債務負担行為の補正についてであるが、通所型介護予防事業利用者送迎マイクロバス運転業務委託料についてである。平成30年度については、平成31年度業務委託の準備契約を行うためである。委託料は、平成31年度からになる。以上である。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第145号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長(渡辺 昌君)閉会を宣する。

(午前10時52分)